

宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金等交付規則(昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、宿毛市空き家活用事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内にある居住の用に供する建物で、現に人が居住していない個人所有の住宅及び敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家を売却、賃貸等を行うことができる者をいう。(あっせん及び仲介等を目的とした業務を行う者を除く。)
- (3) 移住者 宿毛市への移住及び定住を希望する者をいう。ただし、所有者と改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認している者に限る。

(補助目的)

第3条 移住者又は移住者へ空き家を貸そうとする所有者が、居住のために行う空き家改修費について、その費用の一部を補助することで、宿毛市への移住及び定住を促進することを目的とする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 移住者又は次項の各号のいずれにも該当する移住者に対し空き家を貸そうとする所有者であること。ただし、当該所有者が死亡している場合は法定相続人とする。
- (2) 申請者及び同居の親族が、宿毛市税を滞納していない者
- (3) 申請者及び同居の親族が、高知県税を滞納していない者
- (4) 市内の建築業者により改修を行う者
- (5) この補助金の交付を受けたことがない者

2 補助対象となる移住者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高知県に住所を有していない者又は高知県外から転入し現在宿毛市に住所を有しており、かつ、宿毛市内に住所を有して3年を経過しない者
- (2) 高知県外に5年以上居住している者又は宿毛市内に住所を有する前に高知県外に5年以上居住していた者
- (3) 補助金の交付を受けた日から5年以上宿毛市に定住する意思がある者で18歳以上の者
- (4) 当該補助金の交付を受けたことのない者

3 補助対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 改修後の上部構造評点が、1.0以上の耐震性を有するもの
- (2) 個人が所有する空き家住宅であること
- (3) 補助事業完了後10年以上、移住者の居住の用に供し、事業後直ちに居住の用に供しない場合は、空き家バンク等に登録するもの
- (4) 空き家住宅を借り受ける移住者が、空き家住宅の改修を行う場合は、所有者と改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認されたもの
- (5) 対象となる空き家住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い法令違反を是正する場合を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、空き家改修に要する金額の5分の4以内とし、1,857千円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金を受けようとする事業について、第1号様式による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、予算を超えない範囲で補助金の交付を決定し、第2号様式による補助金交付決定通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更又は中止する場合は、第3号様式による補助金交付変更申請書を提出し市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。
- (3) 補助事業により取得した財産は、補助事業者の責任において適切に管理するものとし、第三者との間で紛争が生じた場合、補助事業者は自己の責任において処理解決しなければならない。
- (4) 補助事業の執行に関しては、市が行う契約手続きの取り扱いに準じて行わなければならない。また、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団の排除に係る市の取り扱いに準じて行わなければならない。

2 市長は、前項第1号の申請があったときは、変更内容について審査し、適当と認めるときは、第4号様式により、補助事業者に通知する。
(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添付し、第5号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事請求書又は領収書の写し(内訳が分かるもの)
- (2) 改修工事着工前と完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは第6号様式により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条の規定により、補助金確定の通知を受けた補助事業者は、市長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を支払うものとする。
(補助金の交付決定等の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取消すことが出来るものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき
- (4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき
- (5) 補助事業者が別表第 1 に掲げるいずれかに該当すると認められるとき
- (6) 補助事業者から改修工事等の取り止めの申出があったとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき

2 市長は前項の規定による取消しをしたときは、第 7 号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定または確定通知を取消した場合において、すでに補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告及び検査)

第 1 4 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改修工事等の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助金交付後において補助金の運用状況を検査することができる。

(情報の開示)

第 1 5 条 補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例（平成 1 3 年宿毛市条例第 2 6 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条、第8条、第12条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

宿毛市空き家活用事業費補助金交付申請書

年度宿毛市空き家活用事業費について、補助金の交付を受けた
いので、宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、
関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請額の算出根拠
 - (1) 交付対象改修費 金 円
 - (2) 交付申請額 (1) $\times 0.8$ = 金 円

※ 1, 0 0 0 円未満切り捨て (限度額 円)
- 3 建築物の所在地
- 4 事業着工予定
- 5 事業完了予定

6 申請者区分

- ☐ ア・・・住宅の登記事項証明書に所有者として記録されている者
※未登記の場合は、家屋補充課税台帳に所有者として記録されている者
- ☐ イ・・・アの者の相続人代表者
- ☐ ウ・・・空き家を利用しようとする移住者

7 添付書類

● 必須

- ☐ 当該空き家の所有者が分かる書類
※登記建物の場合は、登記事項証明書。未登記の場合は、家屋補充課税台帳（写し）等
- ☐ 当該空き家の所在する土地の登記事項証明書
- ☐ 位置図（付近見取り図）
- ☐ 改修費見積書 ※内訳明細の分かるもの
- ☐ 宿毛市税、高知県税完納証明書（申請者及び同居の親族全員分）
- ☐ 誓約書兼照会同意書

● 6 の申請者区分のアに該当し、当該所有者が複数人である場合

- ☐ 所有者全員の同意書
- ☐ 誓約書（所有者全員の同意書が提出できない場合）
- ☐ 印鑑登録証明書

● 6 の申請者区分のイに該当する場合

- ☐ 戸籍謄本と附票（被相続人と相続人全員が分かるもの）
- ☐ 相続人全員の同意書
- ☐ 誓約書（相続人全員の同意書が提出できない場合）
- ☐ 印鑑登録証明書

● 土地及び建物の所有者が異なる場合

- ☐ 土地所有者の同意書
※所有者が複数の場合は、その全員又はその土地に係る固定資産税の納税に関する代表者の同意書
- ☐ 誓約書（所有者全員の同意書が提出できない場合）
- ☐ 印鑑登録証明書

● 6 の申請区分のウに該当する場合

- ☐ 所有者の改修同意及び原状回復義務を免除する確認書

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市空き家活用事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家については、宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- （１）宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- （２）補助事業の実施に当たっては、宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱別表第 1 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る高知県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- （３）この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- （４）この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第 3 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

宿毛市空き家活用事業費補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宿毛市
空き家活用事業費補助金について、宿毛市空き家活用事業費補助金交付
要綱第 8 条の規定により申請します。

記

- 1 変更内容 ☐ 改修費等の 増 ・ 減 ☐ その他の変更
- 2 交付変更申請額 金 円
- 3 前回交付申請額 金 円
- 4 変更増減額 金 円
- 5 変更理由

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市空き家活用事業費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宿毛市空き家活用事業費補助金については、下記のとおり承認したので宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 変更後補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- （１）宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- （２）補助事業の実施に当たっては、宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱別表第 1 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る高知県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- （３）この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- （４）この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

宿毛市空き家活用事業費補助金実績報告書

宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

記

- 1 空き家の所在地 宿毛市
- 2 補助対象改修費 金 円
- 3 補助金申請額 金 円
- 4 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 工事業者名 (業者名)
(住所)

【添付書類】

- (1) 工事請求書又は領収書の写し（内訳が分かるもの）
- (2) 工事着工前と完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市空き家活用事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宿毛市空き家活用事業費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市空き家活用事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした宿毛市空き家活用事業費補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、宿毛市空き家活用事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。